

の中に入れた場合、構想策定が難しくならないか。
○意見（日本赤十字社北海道支部）：旭川医大病院は実際に地域医療を担っているので構想の中に入ることになる。

○意見（独立行政法人国立病院機構）：北大病院や札幌医大附属病院の状況を見ると特定機能病院で診る患者とは思えない患者が多い状況である。民間病院と同じレベルの患者を扱っているが、これはどうなのかと思う。

○意見（全国自治体病院協議会北海道支部）：南渡島圏域は、若干のオーバーベッドなのでゆっくり考えようかということになっている。

○質問（北海道医師会）：構想がなかなかまとまらない圏域にはどう対応するのか。

○回答（北海道）：医師会の力も借りながら何とか進めていきたい。

○質問（北海道医師会）住民の参加はどうなっているか。

○回答（北海道）：地域医療を守る住民活動を行っている団体や消費者協会に参画いただいている。

○意見（北海道医師会）：いずれにしても各病院が自主的にダウンサイジングする方向に向かうことは間違いない。

○意見（全国自治体病院協議会北海道支部）：圏域内の病院長同士は考え方が一致しているが、首長からの理解が得られないので難しい。

○意見（北海道）：調整会議を進める中で、首長に

はしっかりと説明し理解を求めていく。他にも方法があればいろいろと進めていきたい。

（２）医療事故調査制度について

最初に、水谷常任理事より医療事故調査制度について説明があった。

その後の意見交換では、①患者さんが死亡しA iを行う場合、A iを実施する医療機関までの遺体の搬送はどうするのか。葬儀社との交渉など道医で考えてもらいたい。（注；本件については、平成27年11月17日付けで、全日本葬祭業協同組合連合会と日本医師会が、遺体搬送、保管等の協力に関する協定を締結したことを受けて、当会においては、北海道葬祭業協同組合の理事長に説明を行った後、平成28年1月28日付けで、同組合に協力依頼文書を送付した。）②医療事故が起こった場合、「医療事故調査・支援センター」は情報を収集するのが大きな目的なので、まずは道医へご相談願いたい。③医療事故として報告するかしないかの判断は非常に曖昧な状況だと思う。④全国からある程度の事例が集まった段階で、平成28年6月に制度の見直しを行うことになっている。⑤現場からすると、（医療事故が起こった場合）今まで以上に手間のかかる制度になってしまったという印象が強い、などの意見が出された。

以上のように活発な意見交換、情報共有が行われ有意義な会となった。

お知らせ

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行について

◇医療関連事業部◇

本件につきましては、すでに北海道労働局雇用均等室より対象医療法人等へは通知がされていることと存じますが、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が、平成28年4月1日から全面施行されることに伴い、常時雇用する労働者の数が301人以上の一般事業主（医療法人等を含む）は、女性の活躍状況の把握と課題を分析の上、4月1日までに女性の活躍推進のための計画を策定することが義務付けられましたので、お知らせいたします。（労働者が300人以下の場合は、努力義務となっております。）

なお、詳細につきましては、厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）をご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>